

2021年 9月 23日

オハラ樹脂工業株式会社  
代表取締役 尾原慶則 殿

JMITU愛知地方本部  
執行委員長 北村 淳  
(押印略)

JMITU愛知支部  
執行委員長 平田英友  
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会  
分会長 朝倉健次



### 派遣可能期間の延長についての意見聴取について

本年9月15日付当労組宛「オハラ樹脂工業株式会社業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名の「貴組合本年8月27日付派遣可能期間の延長についての意見聴取に関する文書につきまして」と題する書面を受領致しました。同書面につき下記要求し、誠実且つ速やかなご回答及び、団体交渉開催を再度強く求めます。

#### 記

- 1 上記書面は代表取締役尾原慶則氏名ではなく、責任も権限・経験・能力もない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いています。当労組は重ねて貴社代表者による、会社としての誠実且つ積極的なご回答を求めます。
- 2 上記書面によれば「必要事項は、過半数代表者等にご連絡しております」と記され、同日付で「派遣可能期間の延長についての意見聴取」と題する書面を、「本社工場 労働者代表 朝倉 健次氏」、「東工場 過半数労働組合代表」、「大府工場 過半数労働組合代表」宛送付されています。さらに、「本年8月18日付『派遣可能期間の延長についての意見聴取に関する通知書』、同年8月26日付『派遣可能期間の延長についての意見聴取』」に対して「異議の有無の意見をのべるようお願いしていたところですが、異議のご連絡をいただいていません」と記されております。しかし、当労組は既に、①本年7月28日付「組合代表者名の通報について」及び②同年8月24日付「『派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書』について」と題

する書面で、具体的理由を申し上げた上で「過半数を代表する労働組合として必要な手続きに応じる所存です」と貴社に回答を致しております。さらに上記①及び②及び③当労組本年8月27日付「『派遣可能期間の延長についての意見聴取』について」と題する書面で、貴社に対し繰り返し、「派遣労働者の必要性、合理性、将来性について」のご回答や、本件についての「団体交渉開催」を求めているにも拘わらず貴社はこれらについて唯の一度も回答を為されておられません。

3 上記貴社の対応は、単に「不誠実」と言うに留まらず、甚だしい無責任と指摘せざるを得ません。労基署から指摘を受けている労働時間を始めとする労務管理だけでなく、生産から納入に至るまでの「仕入、在庫、工程、生産、出荷」に至る、いわゆる「経営基本管理」が全く欠落している下で、派遣労働者の活用についても、その必要性や合理性のみならず、派遣労働者の将来性や安定性など、CSRの観点からも貴社との十分な協議は必要と考えているところです。是非、上記ご理解戴き、積極的なご回答と速やかな団体交渉開催を重ねて要求致します。

4 当労組と致しましては、繰り返しになりますが、労働者派遣法第40条の2、4号に定める「労働者の過半数で組織する労働組合」の「意見」を求めておられることは当然理解した上で、「意見聴取」が単なる形式的なものにならない為にも、本件に限って緊急に団体交渉開催を求めるものであります。

以 上